

◆ 成年後見人等就任時の業務について

1. 本人の心身・生活状況と身上保護面での課題の把握（身上保護面での基本方針決定）	
項目	内容
事件記録の閲覧・謄写	家庭裁判所で事件記録を閲覧することで、事案の概要を迅速かつ容易に把握できます。
	事件記録の閲覧・謄写には家庭裁判所裁判官の許可が必要です。
本人や関係者からの情報収集 (定期報告までの基本方針の決定)	本人、申立人や親族、支援者等、関係者から情報を得ることで、支援する上での課題を把握します。

2. 後見人等であることを証明するとき			
項目	申請時期	申請先	その他
登記事項証明書	審判確定後で後見等の登記が完了した後	東京法務局 後見登録課	登記事項証明申請について（東京法務局） 【 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_01.html 】
審判確定証明書	審判確定後で後見等の登記が完了していない間	管轄の 家庭裁判所	1件について収入印紙150円

3. 財産の引き渡しを受けるとき (本人の能力に合わせて支援するという観点から、引き渡しを受けるべき財産の検討も大切です)	
項目	引き渡しを受けるべき財産
預貯金	預貯金通帳・証書, キャッシュカード, 銀行印など
不動産	登記済権利証【登記識別情報通知】、空き家の鍵など、借家の場合は賃貸借契約書など
有価証券	株券、債券、手形、小切手等の証券など
年金・生命保険	年金証書、保険証券など
その他	多額の現金、実印、印鑑登録証、クレジットカード、高価な貴金属類、医療・介護保険証など
【受領証（預り証）の発行】 引渡しを受けた財産については受領証（預り証）を作成して、引渡しを受けた相手方との間で間違いがないように確認します。	

4. 財産の調査と財産管理面でのニーズ把握・課題の把握 (特に財産内容が不明確な事案は、預貯金口座の取引履歴の調査や関係者からの聴き取りが重要)			
項目	調査先	調査内容	取得書類など
預貯金	金融機関	全ての取引の確認が必要	新たに判明した口座や取引については、通帳や証券など（再発行）
不動産	法務局, 市役所の 資産税課など	所有者の名義や抵当権 等他の権利の有無	不動産登記事項証明書, 名寄帳など
有価証券	証券会社など	取引状況や残高など	取引残高報告書等
年金・生命保険	保険会社など	年金、保険証券など	
【郵便物の確認】 成年後見人は、家庭裁判所の許可を得て成年被後見人宛て郵便物等の転送（回送）を受けることができます。			